

平成 25 年 1 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社大和証券グループ本社  
代表者名 執行役社長 日比野 隆司  
コード番号 8 6 0 1 東証・大証・名証(第 1 部)

## リテラ・クレア証券株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社大和証券グループ本社(以下「公開買付者」又は「当社」といいます。)は、本日開催の執行役会において、以下のとおり、リテラ・クレア証券株式会社(以下「対象者」といいます。)の普通株式及び新株予約権を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的等

##### (1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)1,268,860株(対象者が平成24年12月26日に提出した第68期中 半期報告書(以下「本半期報告書」といいます。)に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(14,622,533株)に対する所有株式数の割合(以下「株式所有割合」といいます。)にして8.68%(小数点以下第三位四捨五入。)を所有する、対象者の第二位の株主です。また、現在、当社は、対象者に対して2名の取締役を派遣しており、対象者との間に友好的な関係を構築してまいりました。

当社は、この度、対象者の普通株式を取得することにより、対象者とより緊密な資本関係を構築することを目的として、平成25年1月29日開催の当社執行役会において、対象者の発行済普通株式の全て(但し、当社が保有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権(「本新株予約権」については、後記「2.買付け等の概要」の「(3)買付け等の価格」の「新株予約権」で定義しております。以下同じです。)の全てを対象として本公開買付けを実施することを決定いたしました。当社は、本公開買付けにおいて応募を希望する対象者株主の皆様幅広く売却の機会を確保する観点から、買付予定数の上限は設定しておらず、また、買付予定数の下限も設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。また、当社は、本公開買付けにより、対象者を完全子会社とすることについては企図しておりません。

これに対し、対象者によって公表された本日付「当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、厳しい経営環境に対応しつつ、対象者の企業価値を向上し継続的な発展を成し遂げるためには、当社及び対象者の関係をより強化し一体感を持った経営戦略を実践することが必要であり、より緊密な資本関係を構築した上で、当社グループ(当社を中心とする企業集団をいいます。以下同じです。)のノウハウ提供及び当社グループの取扱商品の供給強化等の支援を当社が行うこと、また、対象者のインターネット事業からの撤退を踏まえ、対面取引事業に経営資源を集中投下し対面取引専業として事業戦略を展開していくことが、最良の方法であるとの結論に達したとのことです。そこで、対象者取締役会は、本公開買付けに対して賛同の意見を表明することとしたとのことです。加えて、対象者取締役会は、プルータス(後記「(3)買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置 対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に定義されます。)より取得した株式価値算定書に照らせば、買付価格は妥当な範囲と考えられるものの、本公開買付け後も対象者株式の保有を継続して今後も株主として支援していただける株主の皆様には、引き続き支援を仰ぎたいとのことです。対象者株式に関

して本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることとしたとのことです。また、本新株予約権については、対象者の取締役、監査役又は従業員に対するストック・オプションとして発行されたものであり、当社が本新株予約権を取得しても行使できないことに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の判断に委ねることとしたとのことです。以上の理由により、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募されるか否かについては、株主及び新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

なお、対象者は、その定款において株式譲渡制限を定めています。したがって、当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第137条第1項の規定に基づき、本公開買付けの決済の開始日以降、対象者に対して本公開買付けにより買い付けた対象者株式の取得についての取締役会の承認を請求する予定です。また、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、本公開買付けに対する賛同表明決議に際して、当社が当該譲渡承認請求を行った場合にはこれを承認することを前提としているとのことです。

（2）本公開買付けを実施するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針  
当社グループは、有価証券関連業を中核とする投資・金融サービス業、具体的には有価証券及びデリバティブ商品の売買等及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱いその他有価証券関連業並びに銀行業その他の金融業等を営んでおります。当社グループは、日本をはじめ、欧州、アジア、米州の主要な金融市場に営業拠点を設置し、グローバルに展開するネットワークにより世界中のお客様の資金調達と運用の双方のニーズに対応した幅広いサービスを提供しております。

一方、対象者によれば、対象者は、昭和22年に設立され、有価証券の売買等及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い、その他証券業を主たる事業としております。

対象者は、対面営業部門においては、主力である株式営業に加え、外貨建債券、投資信託の販売に注力してきたとのことです。また、インターネット事業部門においては、常に顧客の利便性向上を考え、平成23年10月には、口座開設までの期間短縮を図るために証券口座のクイック口座開設機能を導入、FX取引では初心者でも分かりやすい無料の専用サイトを公開し、最速のニュースと業界初となる投資分析ツールを取引システムに直結し、幅広い顧客から好評を博しているとのことです。平成24年1月には、スマートフォンユーザー向けに、株式、先物等でのリアルタイム時価の閲覧、各種ランキング、チャート機能を盛り込んだスマートフォンアプリをリリースしたとのことです。さらに、顧客から要望の多かった通常指値＋逆指値のダブル注文システムを導入するなど、顧客の要望にも積極的に対応してきたとのことです。

一方、対象者は、聖域を設けずに継続的に経費削減に取り組み、平成24年3月期においては、前事業年度に比べて15.8%の経費の削減となったとのことです。

しかしながら、対象者の経営環境は、国内株式市場の長期にわたる低迷により、一層厳しさを増しており、このような経営努力にもかかわらず、対象者の業績は平成20年3月期以降経常赤字が続く状況となっております。

平成25年3月中間会計期間（平成24年4月1日～平成24年9月30日）における対象者の営業収益は1,020百万円（前年同期は1,329百万円）、経常損益は284百万円の損失（前年同期は274百万円の損失）、中間純損益は417百万円の損失（前年同期は272百万円の損失）になったとのことであり、対象者の経営状態は引き続き厳しい状況にあります。

このような状況の中、対象者公表の平成24年12月25日付「立花証券株式会社との弊社インターネット事業の吸収分割契約締結に関するお知らせ」によれば、対象者は、インターネット事業から撤退し、当該事業に関する権利義務を立花証券株式会社へ吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）の方法により承継させ、対面取引へ経営資源を集中することとしたとのことです。なお、本吸収分割の効力発生日は平成25年6

月1日を予定しているとのことです。

当社グループは、従来より、対象者との間で資本関係を構築しており、現在、当社は、株式所有割合にして8.68%の対象者株式を保有し、また、役員2名の派遣を通じて対象者との関係を深めてまいりました。前記のような対象者の厳しい経営状況の中で、当社は対象者の大株主として、平成24年12月頃から、対象者への業務面での協力・提携も含め、対象者が将来にわたって事業活動を継続するために必要な施策を対象者と協議・検討してまいりました。

その結果、厳しい経営環境に対応しつつ、対象者の企業価値を向上し継続的な発展を成し遂げるためには、当社及び対象者の関係をより強化し一体感を持った経営戦略を実践することが必要であり、より緊密な資本関係を構築した上で、当社グループのノウハウ提供及び当社グループの取扱商品の供給強化等の支援を当社が行うこと、また、対象者のインターネット事業からの撤退を踏まえ、対面取引事業に経営資源を集中投下し対面取引専業として事業戦略を展開していくことが、最良の方法であるとの結論に達しました。

以上の状況を踏まえて、当社は、本日開催の当社執行役員会において、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付け後の対象者の経営陣及び従業員につきましては、本公開買付け後も、これまでどおり継続して対象者の事業運営に当たる方針です。また、本公開買付け後の当社及び対象者の業務面での協力・提携の具体的な内容については、本公開買付け後に検討することを予定しております。

### (3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において、対象者は当社の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けに該当しませんが、当社及び対象者は、当社が対象者株式1,268,860株(株式所有割合8.68%)を所有していること、対象者の取締役5名のうち、取締役社長が当社出身者であること、2名が当社の役職員を兼任していることに鑑み、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の公正性を担保し、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

#### 公開買付けによる独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるダフ・アンド・フェルプス株式会社(以下「ダフ・アンド・フェルプス」といいます。)に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成25年1月25日付でダフ・アンド・フェルプスから株式価値算定書を取得いたしました(なお、当社は、ダフ・アンド・フェルプスからは、本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。)。ダフ・アンド・フェルプスによる対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

ダフ・アンド・フェルプスは、当社からの依頼に基づき、対象者と事業内容等が類似する参照可能な上場証券会社が数社あることから、証券会社の株式価値算定方法として一般的に用いられている類似会社比準法により、対象者の株式価値算定を行いました。また、参照可能な取引事例が存在することから取引事例法を用いて、対象者の株式価値算定を行いました。各手法において算定された対象者1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

類似会社比準法では、対象者と事業内容等が類似する上場会社の時価総額等と財務数値との比較を通じて対象者の株式価値を算定し、1株当たり株式価値を136円から184円と算定しました。

また、取引事例法では、取引の態様、取引の時期等が類似する第三者間の対象者株式の取引事例を基に対象者の株式価値を算定し、1株当たり株式価値を170円と算定しました。なお、取引事例法においては、平成25年1月25日を算定基準日として、算定基準日から6ヶ月前の期間における対象者株式の取引事例を基にしております。

当社は、各算定手法による算定内容及び各算定手法により得られた算定結果を踏まえ、また、各算定手法はマーケット・アプローチであることから、当社が本公開買付け後に対象者に対して支援を実施することによる対象者の企業価値向上についても別途検討し、本公開買付け価格の検討を進めました。さらに、当社は、対象者による本公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案し、かつ、対象者と協議を行った結果等も踏まえ、本日開催の執行役会において、最終的に本公開買付け価格を、株式価値算定結果の最大値 184 円に、当社が本公開買付け後に対象者に対して支援を実施することによる対象者の企業価値向上を勘案したプレミアムを 30.43%加えた、1 株当たり 240 円と決定しました。

なお、第三者算定機関であるダフ・アンド・フェルプスは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

また、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、対象者の取締役、監査役又は従業員に対するストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、原則として対象者の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する旨、並びに対象者株式の上場を前提とした条件が設けられております（なお、本新株予約権の新株予約権者が、本新株予約権を譲渡（本公開買付けにおける売付けを含みます。）するには、対象者取締役会の承認を要するものとされております。）。当該条件により、当社は、本新株予約権を本公開買付けにより買い付けた上で行使することができないことに鑑み、本新株予約権の買付け価格を 1 個当たり 1 円と決定いたしました。

対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

( i ) 普通株式

対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス」といいます。）に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しました。ブルータスは、対象者の株式価値の分析に当たり必要となる情報を収集・検討するため、対象者から対象者の財務情報及び事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、一定の前提及び条件の下で対象者株式の価値を分析し、平成 25 年 1 月 23 日付で対象者に株式価値算定書を提出いたしました。なお、対象者は、本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

ブルータスによる対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

ブルータスは、対象者の株式価値について、ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）の手法を用いて算定を行いました。DCF 法は、企業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく算定手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。ブルータスが採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲は、192 円～244 円と算定されております。DCF 法では、対象者の事業計画に基づく平成 25 年 3 月期以降の収益予測や投資計画等、対象者に対するマネジメント・インタビュー、その他対象者から入手した資料、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して事業価値を評価し、当該事業価値に対し非事業資産及び有利子負債等を加減算することで、株式価値を算定しております。

なお、第三者算定機関であるブルータスは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

( ) 本新株予約権

対象者は、本新株予約権については当社が取得してもこれを行使できないことに鑑み、本新株予約権については、第三者算定機関であるブルータスから価値算定書又は買付け価格の妥当性に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る公開買付け価格の妥当性についての検証を行っていないことから、対象者取締役会において、本公開買付けに応募するか否かについては新株予約権者の判断に委ねる旨の決議を行っているとのことです。

#### 対象者による独立した法律事務所からの助言

対象者は、対象者及び当社から独立した対象者の法務アドバイザーである渥美坂井法律事務所・外国法共同事業から、本公開買付けに関する手続の適法性、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程の公正性について法的助言を受け、本公開買付けの具体的な条件及び手続、実施期間等の諸条件について慎重に検討したとのことです。

#### 利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

対象者の取締役会は、プルータスから取得した株式価値算定書、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業からの法的助言を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討したとのことです。

その結果、対象者の取締役会は、厳しい経営環境に対応しつつ、対象者の企業価値を向上し、継続的な発展を成し遂げるためには、当社及び対象者の関係をより強化し一体感を持った経営戦略を実践することが必要であり、より緊密な資本関係を構築した上で、当社グループのノウハウ提供及び当社グループの取扱商品の供給強化等の支援を当社が行うこと、また、対象者のインターネット事業からの撤退を踏まえ、対面取引事業に経営資源を集中投下し対面取引専業として事業戦略を展開していくことが、最良の方法であるとの結論に達しました。そこで、対象者取締役会は、本公開買付けに対して賛同の意見を表明することとしたとのことです。加えて、対象者取締役会は、プルータスより取得した株式価値算定書に照らせば、買付価格は妥当な範囲と考えられるものの、本公開買付け後も対象者株式の保有を継続して今後も株主として支援していただける株主の皆様には、引き続き支援を仰ぎたいとのことです。対象者株式に関して本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることとしたとのことです。また、本新株予約権については、対象者の取締役、監査役又は従業員に対するストック・オプションとして発行されたものであり、当社が本新株予約権を取得しても行使できないことに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の判断に委ねることとしたとのことです。

以上の理由により、対象者取締役5名のうち、後記の岩本隆氏及び松井敏浩氏を除く取締役3名の全員一致により、対象者は本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募されるか否かについては、株主及び新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

また、当該取締役会には対象者の全ての監査役が審議に参加し、その全ての監査役が前記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、岩本隆氏は、当社に在籍しているため、松井敏浩氏は、当社の役員を兼任しているため、本公開買付けについて利益が相反するおそれがあることから、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、前記取締役会における本公開買付けに関する意見表明に係る審議及び決議には参加していないとのことです。他方、対象者の取締役社長である阪尾日出人氏は、当社に勤務した経歴を有していますが、当社を退職し、現在は当社との間で何らの関係も有していないことから、利害関係を有しないものとして、前記取締役会に出席して決議に参加しているとのことです。

#### (4) いわゆる二段階買収に関する事項

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではありません。

#### (5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

現時点で追加取得の予定はありません。

(6) 上場廃止となる見込みがある旨及びその事由  
 対象者は非上場会社ですので、該当事項はありません。

(7) 当社と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項  
 該当事項はありません。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

名 称	リテラ・クリア証券株式会社
所 在 地	東京都中央区日本橋茅場町一丁目6番11号
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	阪尾日出人
事 業 内 容	金融商品取引業
資 本 金	3,794,341千円(平成24年9月30日現在)
設 立 年 月 日	1947年(昭和22年)12月24日
大 株 主 及 び 持 株 比 率	(平成24年9月30日現在) サントリーホールディングス株式会社 9.27% 株式会社大和証券グループ本社 8.67% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 6.00% むさし証券株式会社 5.17% 株式会社ヨドバシカメラ 4.44% 株式会社みずほコーポレート銀行 4.29% 株式会社三井住友銀行 4.29% 三井住友信託銀行株式会社 4.25% 大和証券投資信託委託株式会社 4.21% 朝日生命保険相互会社(常代)資産管理サービス信託銀行株式会社 3.88%
当社と対象者の関係	
資 本 関 係	当社は、対象者株式を1,268,860株(平成24年9月30日現在の対象者の発行済株式総数14,622,533株〔自己株式数(2,040,307株)及び単元未満株式数(5,726株)を含みます。〕に対する所有割合8.68%(小数点以下第三位を四捨五入)を所有しております。
人 的 関 係	当社は、対象者に対して、常勤取締役1名及び非常勤取締役1名を派遣しております。具体的には、当社従業員である岩本隆氏が対象者の常勤取締役を、当社執行役である松井敏浩氏が対象者の非常勤取締役を兼務しております。
取 引 関 係	当社と対象者の間には、記載すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

## (2) 日程等

### 日程

執行役員決議	平成25年1月29日(火曜日)
公開買付開始公告日	平成25年2月4日(月曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に記載します。 (電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公開買付届出書提出日	平成25年2月4日(月曜日)

### 届出当初の買付け等の期間

平成25年2月4日(月曜日)から平成25年3月4日(月曜日)まで(20営業日)

### 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は平成25年3月18日(月曜日)まで(30営業日)となります。

## (3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金240円

新株予約権

イ 平成21年6月25日開催の対象者定時株主総会及び平成21年9月8日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権1個につき、金1円

ロ 平成21年6月25日開催の対象者定時株主総会及び平成22年3月30日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権につき、金1円(以下、イ及びロの新株予約権を総称して、「本新株予約権」といいます。)

## (4) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

### ( ) 普通株式

当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるダフ・アンド・フェルプスに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成25年1月25日付でダフ・アンド・フェルプスから株式価値算定書を取得いたしました(なお、当社は、ダフ・アンド・フェルプスからは、本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)は取得していません。)。ダフ・アンド・フェルプスによる対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

ダフ・アンド・フェルプスは、当社からの依頼に基づき、対象者と事業内容等が類似する参照可能な上場証券会社が数社あることから、証券会社の株式価値算定方法として一般的に用いられている類似会社比準法により、対象者の株式価値算定を行いました。また、参照可能な取引事例が存在することから取引事例法を用いて、対象者の株式価値算定を行いました。各手法において算定された対象者の1株当たり株式価値の範囲は以下のとおりです。

類似会社比準法では、対象者と事業内容等が類似する上場会社の時価総額等と財務数値との比較を通じて対象者の株式価値を算定し、1株当たり株式価値を136円から184円と算定しました。

また、取引事例法では、取引の態様、取引の時期等が類似する第三者間の対象者株式の取引事例を基に対象者の株式価値を算定し、1株当たり株式価値を170円と算定しました。なお、取引事例法においては、平成25年1月25日を算定基準日として、算定基準日から6ヶ月前の期間における対象者株式の取引事例を基にしております。

当社は、各算定手法による算定内容及び各算定手法により得られた算定結果を踏まえ、また、各

算定手法はマーケット・アプローチであることから、当社が本公開買付け後に対象者に対して支援を実施することによる対象者の企業価値向上についても別途検討し、本公開買付け価格の検討を進めました。さらに、当社は、対象者による本公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案し、かつ、対象者と協議を行った結果等も踏まえ、平成 25 年 1 月 29 日開催の執行役員会において、最終的に本公開買付け価格を、株式価値算定結果の最大値 184 円に、当社が本公開買付け後に対象者に対して支援を実施することによる対象者の企業価値向上を勘案したプレミアムを 30.43%加えた、1 株当たり 240 円と決定しました。

なお、第三者算定機関であるダフ・アンド・フェルプスは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

#### ( ) 本新株予約権

本公開買付けの対象となる本新株予約権は、対象者の取締役、監査役又は従業員に対するストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、原則として対象者の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する旨、並びに対象者株式の上場を前提とした条件が設けられております（なお、本新株予約権の新株予約権者が、本新株予約権を譲渡（本公開買付けにおける売付けを含みます。）するには、対象者取締役会の承認を要するものとされております。）。当該条件により、当社は、本新株予約権を本公開買付けにより買い付けた上で行使することができないことに鑑み、本新株予約権の買付け価格を 1 個当たり 1 円と決定いたしました。

#### 算定の経緯

##### ( 本公開買付け価格決定に至る経緯 )

当社グループは、従前より対象者との間で資本関係を構築しており、現在、当社は、株式所有割合にして 8.68%の対象者株式を保有し、また、役員 2 名の派遣を通じて対象者との関係を深めてまいりました。対象者の厳しい経営状況の中で、当社は対象者の大株主として、平成 24 年 12 月頃から、対象者への業務面での協力・提携も含め、対象者が将来にわたって事業活動を継続するため必要な施策を対象者と協議・検討してまいりました。

その結果、厳しい経営環境に対応しつつ、対象者の企業価値を向上し継続的な発展を成し遂げるためには、当社及び対象者の関係をより強化し一体感を持った経営戦略を実践することが必要であり、より緊密な資本関係を構築した上で、当社グループのノウハウ提供及び当社グループの取扱商品の供給強化等の支援を当社が行うこと、また、対象者のインターネット事業からの撤退を踏まえ、対面取引事業に経営資源を集中投下し対面取引専業として事業戦略を展開していくことが、最良の方法であるとの結論に達し、平成 25 年 1 月 29 日開催の当社執行役員会において、本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により本公開買付け価格を決定いたしました。

##### ( ) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付け価格の妥当性を判断するため、当社及び対象者の関連当事者には該当しない、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるダフ・アンド・フェルプスに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 25 年 1 月 25 日付でダフ・アンド・フェルプスから株式価値算定書を取得しました。なお、当社はダフ・アンド・フェルプスから本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

##### ( ) 当該意見の概要

ダフ・アンド・フェルプスは、当社からの依頼に基づき、対象者と事業内容等が類似する参照可能な上場証券会社为数社あることから、証券会社の株式価値算定方法として一般的に用いられている類似会社比準法により、対象者の株式価値算定を行いました。また、参照可能な取引事例が存在することから取引事例法を用いて、対象者の株式価値算定を行いました。各手法において算定され

た対象者株式 1 株当たりの株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

類似会社比準法	136 円～184 円
取引事例法	170 円

( ) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、ダフ・アンド・フェルプスから取得した株式価値算定書に記載された算定内容・結果を踏まえ、また、各算定手法はマーケット・アプローチであることから、当社が本公開買付け後に対象者に対して支援を実施することによる対象者の企業価値向上についても別途検討し、さらに、対象者による本公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議を行った結果等も踏まえ、平成 25 年 1 月 29 日開催の執行役会において、最終的に本公開買付価格を、株式価値算定結果の最大値 184 円に、当社が本公開買付け後に対象者に対して支援を実施することによる対象者の企業価値向上を勘案したプレミアムを 30.43%加えた、240 円とすることに決定いたしました。

また、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、対象者の取締役、監査役又は従業員に対するストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、原則として対象者の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する旨、並びに対象者株式の上場を前提とした条件が設けられております(なお、本新株予約権の新株予約権者が、本新株予約権を譲渡(本公開買付けにおける売付けを含みます。)するには、対象者取締役会の承認を要するものとされております。)当該条件により、当社は、本新株予約権を本公開買付けにより買い付けた上で行使することができないと解されることに鑑み、本新株予約権の買付価格を 1 個当たり 1 円と決定いたしました。

(買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

前記「1. 買付け等の目的」の「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照下さい。

算定機関との関係

当社の算定機関であるダフ・アンド・フェルプスは、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
11,861,866 (株)	(株)	(株)

(注1) 本公開買付けでは、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 買付予定数については、本公開買付けにより当社が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。本公開買付けにより当社が取得する対象者の株券等の最大数は、本半期報告書に記載された平成 24 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数(14,622,533 株)に、本半期報告書に記載された平成 24 年 11 月 30 日現在の本新株予約権の目的となる対象者株式の合計数(548,500 株。本半期報告書に記載された平成 24 年 9 月 30 日現在の本新株予約権の目的となる対象者株式の合計数(557,500 株)から 9,000 株減少しておりますが、かかる減少は、新株予約権の失効を原因とするものであるため、対象者の発行済株式総数に変動はありません。)を加え、本半期報告書に記載された平成 24 年 9 月 30 日現在の対象者の保有する自己株式の数(2,040,307 株)及び当社が保有する株式数 1,268,860 株を控除した株式数(11,861,866 株)になります。

- (注3) 本公開買付けにおいては、対象者の単元未満株式についても買付け等の対象となります。但し、応募に際しては株券を提出する必要があります(株券が、公開買付代理人(後記「(11) 公開買付代理人」に記載されているものをいいます。)により保管されている場合には、株券の提出は必要ありません。)。なお、会社法に従って対象者の株主の皆様による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令に従い、公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は法令及び対象者の株式取扱規則等に定める価格にて当該株式を買い取ります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

#### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	12,688 個	(買付け等前における株券等所有割合 10.08%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	9,316 個	(買付け等前における株券等所有割合 7.40%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	118,618 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	125,765 個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けの買付予定数に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、「買付予定の株券等に係る議決権の数」には、各特別関係者(ただし、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数が含まれているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、大和証券投資信託委託株式会社(615,736株)に係る議決権数(6,157個)及び大和住銀投信投資顧問株式会社(315,908株)に係る議決権数(3,159個)を、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」として分子に加算しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、本半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の議決権の数です。
- (注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### (7) 買付代金 2,715 百万円

- (注) 買付代金は、本公開買付けの買付予定数(11,861,866株)から本新株予約権(5,485個)の目的となる対象者株式の数の合計(548,500株)を控除した11,313,366株に1株当たりの買付価格(240円)を乗じた金額に、本新株予約権5,485個に本新株予約権1個当たりの買付価格(1円)を乗じた金額の合計を記載しております。

#### (8) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

#### 決済の開始日

平成25年3月13日(水曜日)

- (注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成25年3月28日(木曜日)とな

ります。

#### 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

#### 株券等の返還方法

後記「(9)その他買付け等の条件及び方法」の「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等及び新株予約権の応募に際して公開買付代理人がお預かりした書類は、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募株主等へ交付又は応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送することにより返還します。

### (9) その他買付け等の条件及び方法

#### 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

#### 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至チ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至ト及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事実に準ずる事実として、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

#### 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

#### 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することが

できます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 16 時まで、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面(公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時までには到達することを条件とします。

なお、当社は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「(8) 決済の方法」の「株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

#### 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

当社は、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

#### 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

#### 公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

#### その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。前記方法・手段により、若しくは前記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。前記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類(その写しも含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、他の者の裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動し

ている者ではないこと(当該他の者が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(10) 公開買付開始公告日

平成 25 年 2 月 4 日(月曜日)

(11) 公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、前記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」、「(4) いわゆる二段階買収に関する事項」、「(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定」及び「(6) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが今後の当社の連結業績に対する影響につきましては、現在精査中です。今後公表すべき事実が生じた場合には、速やかに公表いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、プルータスから取得した株式価値算定書、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業からの法的助言を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討したとのことです。

その結果、対象者の取締役会は、厳しい経営環境に対応しつつ、対象者の企業価値を向上し、継続的な発展を成し遂げるためには、当社及び対象者の関係をより強化し一体感を持った経営戦略を実践することが必要であり、より緊密な資本関係を構築した上で、当社グループのノウハウ提供及び当社グループの取扱商品の供給強化等の支援を当社が行うこと、また、対象者のインターネット事業からの撤退を踏まえ、対面取引事業に経営資源を集中投下し対面取引専業として事業戦略を展開していくことが、最良の方法であるとの結論に達しました。そこで、対象者取締役会は、本公開買付けに対して賛同の意見を表明することとしたとのことです。加えて、対象者取締役会は、プルータスより取得した株式価値算定書に照らせば、買付価格は妥当な範囲と考えられるものの、本公開買付け後も対象者株式の保有を継続して今後も株主として支援していただける株主の皆様には、引き続き支援を仰ぎたいとのことです。対象者株式に関して本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることとしたとのことです。また、本新株予約権については、対象者の取締役、監査役又は従業員に対するストック・オプションとして発行されたものであり、当社が本新株予約権を取得しても行使できないことに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の判断に委ねることとしたとのことです。

以上の理由により、対象者取締役 5 名のうち、後記の岩本隆氏及び松井敏浩氏を除く取締役 3 名の全員一致により、対象者は本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び新株予約権者の皆様の本公開買付けに応募されるか否かについては、株主及び新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

また、当該取締役会には対象者の全ての監査役が審議に参加し、その全ての監査役が前記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、岩本隆氏は、当社に在籍しているため、松井敏浩氏は、当社の役員を兼任

しているため、本公開買付けについて利益が相反するおそれがあることから、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、前記取締役会における本公開買付けに関する意見表明に係る審議及び決議には参加していないとのことです。他方、対象者の取締役社長である阪尾日出人氏は、当社に勤務した経歴を有していますが、当社を退職し、現在は当社との間で何らの関係も有していないことから、利害関係を有しないものとして、前記取締役会に出席して決議に参加しているとのことです。

( 2 ) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者公表の平成 24 年 12 月 25 日付「立花証券株式会社との弊社インターネット事業の吸収分割契約締結に関するお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 1 日（予定）を効力発生日として、対象者のインターネット事業に関する権利義務を会社分割（吸収分割）により、立花証券株式会社へ承継させる吸収分割契約を締結する旨を決議したとのことです。

以 上